

公立大学法人埼玉県立大学ダイバーシティの推進に関する規程

令和3年4月1日
規程第145号

(趣旨)

第1条 この規程は、性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障害、性的少数者などを理由とした差別をなくし、これらの相違を個性として尊重し、多様な背景を持つ学生及び教職員が活躍できる大学づくりを目指すため、法人におけるダイバーシティの推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長の責務)

第2条 理事長は、法人において、ダイバーシティの推進に関する施策を総合的に策定し、ダイバーシティの実現に取り組まなければならない。

(ダイバーシティ推進委員会)

第3条 理事長が円滑かつ効果的に前条に規定する施策を実施するため、法人にダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 ダイバーシティ推進に係る基本方針に関する事項
- 二 ダイバーシティの現状及び課題の分析に関する事項
- 三 ダイバーシティ推進の計画に関する事項
- 四 ダイバーシティ推進の情報公表に関する事項
- 五 ダイバーシティの取組評価及び改善に関する事項
- 六 ダイバーシティの相談に関する事項
- 七 男女共同参画推進に係る基本方針に関する事項
- 八 男女共同参画推進の行動計画に関する事項
- 九 その他法人のダイバーシティの推進に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する教員
- 三 研究科長が指名する教員
- 四 副局長
- 五 総務担当部長
- 六 その他委員長が必要と認める者

2 埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号）第11条第2項の規定により副学長を置くときは、学長に代わって、当該副学長を委員とする。

3 第1項第6号の委員は学長が指名する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。ただし、第5条第2項の規定により副学長を委員とするときは副学長をもって充てる。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局総務担当が行う。

(相談員)

第11条 委員会に相談員を置く。

2 相談員は、次に掲げる区分に応じ、学長の指名により理事長が任命する。

- 一 専門知識(妊娠・出産、子育て、看護・介護、福祉)を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、相談に関する窓口となる者

3 相談員は、相談者の問題解決に必要な知識及び情報等を提供する。

4 相談員は、定期的に相談件数と区分を委員会へ報告を行う。

5 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 委員会は、相談員の氏名及び連絡先(電話番号を含む。)を、適切な方法により周知するものとする。

7 相談員は、相談内容に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ダイバーシティの推進に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(男女共同参画の推進に関する規程の廃止)

平成28年4月1日制定の公立大学法人埼玉県立大学男女共同参画の推進に関する規程は、これを廃止する。